

## 地 域 再 生 計 画

- 1 地域再生計画の名称 : 横瀬川清流再生計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称 : 埼玉県横瀬町
- 3 地域再生計画の区域 : 秩父郡横瀬町の全域

### 4 地域再生計画の目標

横瀬町は、埼玉県の西部に位置し、人口9,880人(平成17年4月1日現在)、面積49.35km<sup>2</sup>で、自然資源の宝庫として知られる武甲山を南に仰ぎ、四方を山岳、丘陵で囲まれている。河川は、横瀬川が町のほぼ中央を流れ荒川に合流している。横瀬川流域の約8割が山地で、全川にわたってほとんどが自然河岸であり、カジカ、ウグイ、オイカワなどの小魚が多く生息し、これらを餌としカワセミが全域で生息している。

しかし、近年における生活様式の近代化に伴い、自然がもつ浄化能力を上回る生活排水が廃棄されたため、河川の水質汚濁が進行し生息する生物相も変化している。このため、水源としての利用価値や観光資源としての価値の低減とともに、川とのふれあいを通じて形成されてきた郷土意識の変化も懸念されているので住民と行政が協力して快適な河川環境の維持・保全を図り、河川愛護意識の高揚を図るため「水辺の里親制度」と「河川美化運動」を実施している。

水辺の里親制度では、横瀬町と横瀬川をきれいにする会で総勢約200名で協力しながら河川敷及びその周辺を2.0kmから2.5km位に区切り年三回の清掃活動を実施している。河川美化運動については、横瀬町と地域住民で総勢約2,500名で協力しながら河川敷及びその周辺を各地域に区切り年23回の清掃活動を実施している。

また、横瀬川の汚濁源には、工場等の事業所排水もあるが、これらは水質汚濁防止法の規制により既に削減されており、現在は生活排水が最も主要な汚濁源となっている。この生活排水を処理するために町の中心部を公共下水道事業で、それ以外を浄化槽整備事業(個人設置型)で促進している。公共下水道事業については、平成19年4月供用開始に向けて面整備を平成12年度から実施し、処理場建設を平成16年度から3箇年計画で建設中である。供用開始後の普及率の向上をはかるため面整備を実施していきたい。また、浄化槽整備事業については、平成11年度より進めてきたが普及率は25.0%と依然低迷している状況である。

このため汚水処理施設事業を一層促進し、昔のような子供が遊べる美しい川づくりをする。また、従来生息していたカジカやウグイを取り戻し、カワセミのホバリングが観察できるような横瀬川の清流を再生することを目指す。

(目標) 汚水処理施設の整備推進

汚水処理人口普及率を 25.0% から 42.2% に向上

下水道処理人口は 0 人から 1,720 人に向上

浄化槽処理人口は 1,730 人から 2,450 人に向上

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

横瀬川の水質の悪化を解消するために、公共下水道事業(事業認可区域 97ha)で整備し、それ以外の区域を浄化槽整備事業(個人設置型)で整備を行う。

5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

【汚水処理施設整備交付金を活用する事業】

[事業主体]

・横瀬町

[施設の種類]

・公共下水道

(昭和 63 年 2 月 25 日下水道法第 4 条第 1 項の規定による認可)

(平成 12 年 5 月 31 日下水道法第 4 条第 1 項の規定による変更認可)

・浄化槽

[事業区域]

・公共下水道 横瀬町 6 区・11 区・10 区・12 区・13 区の一部

・浄化槽 横瀬町下水道整備区域以外の地区

[事業期間]

・公共下水道 平成 17 年度～21 年度

・浄化槽 平成 18 年度～21 年度

[事業費]

・公共下水道 648,000 千円 (うち、国費 212,100 千円)

(うち、単独費 223,800 千円)

・浄化槽(個人設置型) 187,200 千円 (うち、国費 38,880 千円)

(うち、単独費 70,560 千円)

・合計事業費 835,200 千円 (うち、国費 250,980 千円)

(うち、単独費 294,360 千円)

[整備量]

・公共下水道 75 ～ 300 L = 9.3 km

・浄化槽 7 人槽 240 基

5 - 3 その他の事業

河川美化運動・・・町と地域住民で協力しながら河川敷及びその周辺を清掃活動を実施している。

水辺の里親制度・・・町と横瀬川をきれいにする会で横瀬川を中心に清掃活動を実施している。

- 6 計画期間 : 認定の日から平成21年3月末まで
  
- 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項  
地域再生計画の目標で設定したそれぞれの普及率の進捗状況により判断する。
  
- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項  
該当無し